

(傍線の部分は内閣人事局案からの変更部分)

検察官に係る規定を追加した案	内閣人事局案
	附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三条中 国家公務員退職手当法附則第二十五項の改正規定及び第八条中自衛隊法 附則第六項の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。 (実施のための準備等) 第二条 第一条の規定による改正後の国家公務員法(以下「新国家公務員 法」という。)の規定による職員(国家公務員法第二条に規定する一般 職に属する職員をいう。以下同じ。)の任用、分限その他の人事行政に 関する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者(同法第五十五条第 一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその 委任を受けた者をいう。以下この項及び次項並びに次条から附則第六条 までにおいて同じ。)は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な 準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応 じ、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずる ものとする。 2 任命権者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日

までの間に、施行日から令和五年三月三十一日までの間に年齢六十年に達する職員（当該職員が占める官職に係る第一条の規定による改正前の国家公務員法（以下「旧国家公務員法」という。）第八十一条の二第二項に規定する定年が年齢六十年である職員に限る。）に対し、新国家公務員法附則第九条の規定の例により、同条に規定する給与に関する特例措置及び退職手当に関する特例措置その他の当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

3 特定地方警務官（第七条の規定による改正後の警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官をいう。附則第六条第十一項及び第十条第九項において同じ。）に対する前項の規定の適用については、同項中「任命権者」とあるのは「警視總監又は道府県警察本部長」と、「対し、」とあるのは「対し、第七条の規定による改正後の警察法附則第三十八項の規定により読み替えて適用する」とする。

4 第四条の規定による改正後の検察庁法（以下「新検察庁法」という。）の規定による検察官の任用、分限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、法務大臣は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応じ、法務大臣の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

4 第四条の規定による改正後の検察庁法（次項及び附則第十六条第一項において「新検察庁法」という。）の規定による検察官の任用、分限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、法務大臣は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応じ、法務大臣の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

5 法務大臣は、施行日の前日までの間に、施行日から令和五年三月三十一日までの間に年齢六十三年に達する検察官（検事総長を除く。）に対

し、新検察庁法附則第四条の規定の例により、同条に規定する給与に関する特例措置及び退職手当に関する特例措置その他の当該検察官が年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

6 第八条の規定による改正後の自衛隊法（以下「新自衛隊法」という。

）の規定による隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下同じ。）の任用、分限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者（同法第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者をいう。以下この項及び次項並びに附則第八条から第十一条までにおいて同じ。）は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、防衛大臣は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

7 任命権者は、施行日の前日までの間に、施行日から令和五年三月三十

一日までの間に年齢六十年に達する隊員（当該隊員が占める官職に係る第八条の規定による改正前の自衛隊法（以下「旧自衛隊法」という。）第四十四条の二第二項に規定する定年が年齢六十年である隊員に限る。

）に対し、新自衛隊法附則第十三項の規定の例により、同項に規定する給与に関する特例措置及び退職手当に関する特例措置その他の当該隊員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 新国家公務員法第六十条の二の規定は、施行日以後に退職をした同条第一項に規定する年齢六十一年以上退職者（次項において「新国家公務員法による年齢六十一年以上退職者」という。）及び同条第一項に規定する自衛隊法による年齢六十一年以上退職者（次項において「新自衛隊法による年齢六十一年以上退職者」という。）について適用する。

2 任命権者は、基準日（令和六年四月一日、令和八年四月一日、令和十年四月一日及び令和十二年四月一日をいう。以下この項において同じ。）

から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国家公務員法定年相当年齢（新国家公務員法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職であつて同項に規定する指定職（次条第一項及び附則第六条第三項において「指定職」という。）以外のもの（附則第六条第二項を除き、以下附則第七条第一項までにおいて「短時間勤務の官職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における新国家公務員法第八十一条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び附則第五条第二項において同じ。）が基準日の前日における新国家公務員法定年相当年齢を超える短時間勤務の官職（基準日における新国家公務員法定年相当年齢が新国家公務員法第八十一条の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の官職その他の人事院規則で定める短時間勤務の官職（以下この項において「新国家公務員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職」という。）に、基準日の前日までに新国家公務員

法による年齢六十一年以上退職者又は新自衛隊法による年齢六十一年以上退職者となった者（基準日前から新国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者及び基準日前から新自衛隊法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新国家公務員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新国家公務員法定年相当年齢に達している者（当該人事院規則で定める短時間勤務の官職にあつては、人事院規則で定める者）を、新国家公務員法第六十条の二第一項の規定により採用することができず、新国家公務員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に、同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（附則第十二条第一項及び第三項を除き、以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新国家公務員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新国家公務員法定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事院規則で定める短時間勤務の官職にあつては、人事院規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 平成十一年十月一日前に新国家公務員法第八十二条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある定年前再任用短時間勤務職員について、同項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続き職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の職員としての在職期間を含まないものとする。

4 暫定再任用職員（次条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項若

しくは第二項の規定により採用された職員をいう。附則第六条及び第七條において同じ。）として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務職員に対する新国家公務員法第八十二条第二項後段の規定の適用については、同項後段中「又は」とあるのは、「又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて同法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

5 施行日前に旧国家公務員法第八十一条の三第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧国家公務員法勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項及び次項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（次項において「旧国家公務員法勤務延長職員」という。）に係る当該旧国家公務員法勤務延長期限までの間における同条第一項又は第二項の規定による勤務については、新国家公務員法第八十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 任命権者は、旧国家公務員法勤務延長職員について、旧国家公務員法勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新国家公務員法第八十一条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事院の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧国家公務員法勤務延長職員に係る旧国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超える

ことができない。

7| 検事総長、次長検事又は検事長に対する前項の規定の適用については、同項中「新国家公務員法第八十一条の七第一項各号」とあるのは「新検察庁法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する新国家公務員法第八十一条の七第一項第一号」と、「人事院の承認を得て」とあるのは「内閣の定めるところにより」と、同項ただし書中「に係る旧国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日」とあるのは「が第四条の規定による改正前の検察庁法第二十二條に規定する定年に達した日」とする。

8| 検事又は副検事に対する第六項の規定の適用については、同項中「新国家公務員法第八十一条の七第一項各号」とあるのは「新検察庁法第二十二條第三項の規定により読み替えて適用する新国家公務員法第八十一条の七第一項第一号」と、「人事院の承認を得て」とあるのは「法務大臣が定める準則で定めるところにより」と、同項ただし書中「に係る旧国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日」とあるのは「が第四条の規定による改正前の検察庁法第二十二條に規定する定年に達した日」とする。

9| 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員に対する第六項の規定の適用については、同項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは、「ときは」とする。

10| （略）

7| 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員に対する前項の規定の適用については、同項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは、「ときは」とする。

8| 新国家公務員法第八十一条の二第一項の規定は、施行日において第五項の規定により同条第一項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務している職員には適用しない。

9| 任命権者は、基準日（施行日、令和六年四月一日、令和八年四月一日

、令和十年四月一日及び令和十二年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国家公務員法定年（新国家公務員法第八十一条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が基準日の前日における新国家公務員法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年）を超える官職（基準日における新国家公務員法定年が新国家公務員法第八十一条の六第二項本文に規定する定年である官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新国家公務員法第八十一条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該官職に係る新国家公務員法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年）に達している職員（当該人事院規則で定める官職にあつては、人事院規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

10| 第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（附則第七条及び第十二条第四項において「新一般職給与法」という。）附則第八項から第十六項までの規定は、第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

（新設）

場合を含む。)及び第二十二條第四項の規定は、施行日において第五項の規定により検事正若しくは上席検察官の職を占めたまま引き続き勤務している職員又は同項の規定により次長検事若しくは検事長の官及び職を占めたまま引き続き勤務している職員には適用しない。

14] 第五項から第八項まで及び前項に定めるもののほか、第五項又は第七項若しくは第八項の規定により読み替えて適用する第六項の規定による勤務に関し必要な事項のうち、検事総長、次長検事又は検事長に係るものは内閣が、検事又は副検事に係るものは法務大臣が定める準則で、それぞれ定める。

15] (略)

16] 研究施設研究教育職員（第六條の規定による改正後の教育公務員特例法第三十一條第一項に規定する研究施設研究教育職員をいう。附則第六條第九項及び第十項において同じ。）については、第二項及び第十一項の規定は、適用しない。

(新設)

11] 第五項から前項までに定めるもののほか、第五項又は第六項の規定による勤務に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

12] 研究施設研究教育職員（第六條の規定による改正後の教育公務員特例法第三十一條第一項に規定する研究施設研究教育職員をいう。附則第六條第九項及び第十項において同じ。）については、第二項及び第九項の規定は、適用しない。

第四條 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下「年齢六十五年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する官職（指定職を除く。以下この項及び次項並びに附則第六條第四項において同じ。）に係る旧国家公務員法第八十一條の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の人事院規則で定め

る官職にあつては、人事院規則で定める年齢）に達している者を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する官職に採用することができる。

一 施行日前に旧国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者

二 旧国家公務員法第八十一条の三第一項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日前に旧国家公務員法の規定により退職した者（前二号に掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずる者として人事院規則で定める者

四 施行日前に旧自衛隊法の規定により退職した者（旧自衛隊法第四十条の三第一項若しくは第二項又は附則第八条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者を含む。）のうち、前三号に掲げる者に準ずる者として人事院規則で定める者

2 令和十三年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する官職に係る新国家公務員法定年に達している者を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する官職に採用することができる。

一 施行日以後に新国家公務員法第八十一条の六第一項の規定により退職した者

二 施行日以後に新国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新国家公務員法第六十条の二第二項の規定により採用された者のうち、同条第二項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 施行日以後に新国家公務員法の規定により退職した者（前三号に掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前三号に掲げる者に準ずる者として人事院規則で定める者

五 施行日以後に新自衛隊法の規定により退職した者のうち、前各号に掲げる者に準ずる者として人事院規則で定める者

3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、人事院規則で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。

第五条 任命権者は、新国家公務員法第六十条の二第三項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る旧国家公務員法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の人事院

規則で定める官職にあつては、人事院規則で定める年齢）をいう。）に達している者を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができる。

2 令和十三年三月三十一日までの間、任命権者は、新国家公務員法第六十条の二第三項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る新国家公務員法定年相当年齢に達している者（新国家公務員法第六十条の二第一項の規定により当該短時間勤務の官職に採用することができる者を除く。）を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができる。

3 前二項の規定により採用された職員の任期については、前条第三項の規定を準用する。

第六条 施行日前に旧国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員（以下この項及び次項において「旧国家公務員法再任用職員」という。）のうち、この法律の施行の際現に常時勤務を要する官職を占める職員は、施行日に、附則第四条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる職員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧国家公務員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の

期間とする。

2 旧国家公務員法再任用職員のうち、この法律の施行の際現に旧国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員は、施行日に、前条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる職員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧国家公務員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 任命権者は、暫定再任用職員を指定職に昇任し、又は転任することができない。

4 任命権者は、附則第四条第一項又は前条第一項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する官職に係る旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官職にあつては、人事院規則で定める年齢）に達した職員以外の職員及び附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する官職に係る新国家公務員法第八十一条の六第二項に規定する定年に達した職員以外の職員を、当該常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 前二条の規定が適用される場合における新国家公務員法第六十条の二第三項の規定の適用については、同項中「経過していない定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「経過していない定年前再任用短時間勤務職員、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和二年法律第

号。以下この項において「令和二年国家公務員法等改正法」という。）
附則第四条第一項又は第五条第一項の規定により採用した職員のうち当
該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係
る旧国家公務員法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める職員が、常
時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を
占めているものとした場合における令和二年国家公務員法等改正法第一
条の規定による改正前の第八十一条の二第二項に規定する定年（令和二
年国家公務員法等改正法の施行の日以後に設置された官職その他の人事
院規則で定める官職にあつては、人事院規則で定める年齢）をいう。）
に達している職員及び令和二年国家公務員法等改正法附則第四条第二項
又は第五条第二項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、
降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る新国家公務員法
定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官
職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものと
した場合における第八十一条の六第二項に規定する定年をいう。）に達
している職員」とする。

6 任命権者は、基準日（前二条の規定が適用される間における各年の四
月一日（施行日を除く。）をいう。以下この項において同じ。）から基
準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国家公務員法定
年（新国家公務員法第八十一条の六第二項に規定する定年（短時間勤務
の官職にあつては、当該短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を
要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めてい
るものとした場合における同項に規定する定年）をいう。以下この項に

において同じ。)が基準日の前日における新国家公務員法定年を超える官職及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官職(以下この項において「新国家公務員法定年引上げ官職」という。)に、附則第四条第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達している者(当該人事院規則で定める官職にあつては、人事院規則で定める者)を、同項又は前条第二項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、新国家公務員法定年引上げ官職に、附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用された職員のうち基準日の前日において同日における当該新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達している職員(当該人事院規則で定める官職にあつては、人事院規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該職員は当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達しているものとみなして、第四項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新国家公務員法第六十条の二第三項の規定を適用する。

7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新国家公務員法第八十二条第二項後段の規定を適用する。この場合において、同項後段中「年齢六十一年以上退職者」とあるのは「国家公務員法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号。以下この項において「令和二年国家公務員法等改正法」という。)附則第四条第一項第一号から

第三号まで若しくは第二項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる者となつた日若しくは同項第三号に掲げる者に該当する場合における年齢六十年以上退職者」と、「又は」とあるのは「又は令和二年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間、令和二年国家公務員法等改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて令和二年国家公務員法等改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

8 平成十一年十月一日前に新国家公務員法第八十二条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある暫定再任用職員について、前項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして同条第二項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続き職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の職員としての在職期間を含まないものとする。

9 研究施設研究教育職員への採用についての前二条の規定の適用については、附則第四条第一項及び第二項並びに前条第一項及び第二項中「任期を定め」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める任期をもって」と、附則第四条第三項（前条第三項において準用する場合を含む。）中「範囲内で」とあるのは「範囲内で文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める期間をもって」とする。

10 附則第四条第二項又は前条第二項の規定による研究施設研究教育職員への採用並びにこれらの規定により採用された研究施設研究教育職員

11 検察官及び退職時に特定地方警務官であった者については、前二条の規定は、適用しない。

昇任、降任及び転任に関し必要な経過措置は、第六項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める。

11 退職時に特定地方警務官であった者には、前二条の規定は、適用しない。

第七条 暫定再任用職員（短時間勤務の官職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の俸給月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する法律第六条第二項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第八条第三項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。第九項及び附則第十二条において「育児休業法」という。）第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務

職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する法律第六条第二項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第八条第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第二項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新一般職給与法第十二条第二項、第十六条第二項及び第二十二條第一項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新一般職給与法第十九条の四第三項の規定を適用する。

6 新一般職給与法第十九条の七第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 附則第二十四条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する

る法律（昭和二十四年法律第二百号。附則第十二条第五項において「新寒冷地手当法」という。）の規定並びに一般職の職員の給与に関する法律第八条第四項、第七項及び第九項から第十一項まで、第十条の四、第十一条、第十一条の二、第十一条の五から第十一条の七まで、第十一条の九、第十一条の十、第十三条の二並びに第十四条並びに新一般職給与法第八条第五項、第六項及び第八項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 暫定再任用職員に対する第三条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（附則第十二条第六項において「新退職手当法」という。）第二条第一項の規定の適用については、同項中「又は自衛隊法」とあるのは「、自衛隊法」と、「第四十五条の二第一項」とあるのは「第四十五条の二第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和二年法律第号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。

9 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、附則第十九条の規定による改正後の育児休業法（附則第十二条において「新育児休業法」という。）第二十六条第一項並びに附則第二十条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第二項、第六条第一項ただし書及び第二項ただし書、第七条第二項、第十一条、第十七条第一項並びに第二十三条の規定を適用する。

10 附則第四条から前条まで及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 新自衛隊法第四十一条の二の規定は、施行日以後に退職をした同条第一項に規定する年齢六十一年以上退職者（次項において「新自衛隊法による年齢六十一年以上退職者」という。）及び同条第一項に規定する国家公務員法による年齢六十一年以上退職者（次項において「新国家公務員法による年齢六十一年以上退職者」という。）について適用する。

2 任命権者は、附則第三条第二項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新自衛隊法定年相当年齢（新自衛隊法第四十一条の二第一項に規定する短時間勤務の官職であつて同項に規定する指定職（次条第一項及び附則第十一条第三項において「指定職」という。）以外のもの（附則第十一条第二項を除き、以下「短時間勤務の官職」という。）を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における新自衛隊法第四十条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び附則第十条第二項において同じ。）が基準日の前日における新自衛隊法定年相当年齢を超える短時間勤務の官職（基準日における新自衛隊法定年相当年齢が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の官職その他の政令で定める短時間勤務の官職（以下この項において「新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職」という。）に、基準日の前日までに新自衛隊法による年齢六十一年以上退職者又は新国家公

務員法による年齢六十一年以上退職者となった者（基準日前から新自衛隊法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者及び基準日前から新国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）

（のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新自衛隊法定年相当年齢に達している者（当該政令で定める短時間勤務の官職にあつては、政令で定める者）を、新自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用することができず、新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に、同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員（以下「定年前再任用短時間勤務隊員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新自衛隊法定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務隊員（当該政令で定める短時間勤務の官職にあつては、政令で定める定年前再任用短時間勤務隊員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。）

3 平成十一年十月一日前に新自衛隊法第四十六条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある定年前再任用短時間勤務隊員について、同項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続き隊員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の隊員としての在職期間を含まないものとする。

4 暫定再任用隊員（次条第一項若しくは第二項又は附則第十条第一項若しくは第二項の規定により採用された隊員をいう。附則第十一条及び第十二条において同じ。）として在職していた期間がある定年前再任用短

時間勤務隊員に対する新自衛隊法第四十六条第二項後段の規定の適用については、同項後段中「」又は」とあるのは、「」又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて同法附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員として在職していた期間若しくは」とする。

5 施行日前に旧自衛隊法第四十四条の三第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧自衛隊法勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項及び次項において同じ。）が施行日以後に到来する隊員（次項において「旧自衛隊法勤務延長隊員」という。）に係る当該旧自衛隊法勤務延長期限までの間における同条第一項又は第二項の規定による勤務については、新自衛隊法第四十四条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 任命権者は、旧自衛隊法勤務延長隊員について、旧自衛隊法勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新自衛隊法第四十四条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧自衛隊法勤務延長隊員に係る旧自衛隊法第四十四条の二第一項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

7 新自衛隊法第四十四条の二第一項の規定は、施行日において第五項の規定により同条第一項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務

8 任命権者は、附則第三条第十一項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新自衛隊法定年（新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が基準日の前日における新自衛隊法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年）を超える官職（基準日における新自衛隊法定年が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年である官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の政令で定める官職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新自衛隊法第四十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定により勤務している隊員のうち、基準日の前日において同日における当該官職に係る新自衛隊法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年）に達している隊員（当該政令で定める官職にあつては、政令で定める隊員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

している隊員には適用しない。

8 任命権者は、附則第三条第九項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新自衛隊法定年（新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が基準日の前日における新自衛隊法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年）を超える官職（基準日における新自衛隊法定年が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年である官職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の政令で定める官職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新自衛隊法第四十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定により勤務している隊員のうち、基準日の前日において同日における当該官職に係る新自衛隊法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年）に達している隊員（当該政令で定める官職にあつては、政令で定める隊員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

9 第九条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律（附則第十二条第五項及び第十三条において「新防衛省職員給与法」という。）
附則第五項から第十一項まで及び第十六項の規定は、第五項又は第六項の規定により勤務している隊員には適用しない。

10 第五項から前項までに定めるもののほか、第五項又は第六項の規定による勤務に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する官職（指定職を除く。以下この項及び次項並びに附則第十一条第四項において同じ。）に係る旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の政令で定める官職にあつては、政令で定める年齢）に達している者を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する官職に採用することができ。

一 施行日前に旧自衛隊法第四十四条の二第一項の規定により退職した者

二 旧自衛隊法第四十四条の三第一項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日前に旧自衛隊法の規定により退職した者（前二号及び第五号から第七号までに掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

四 施行日前に旧国家公務員法の規定により退職した者（旧国家公務員法第八十一条の三第一項若しくは第二項又は附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者を含む。）のうち、前三号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

五 施行日前に自衛隊法第四十五条第一項の規定により退職した者

六 施行日前に自衛隊法第四十五条第二項の規定による政令で定める定

年に達した者であつて、同条第三項又は第四項の規定により勤務した後退職した者

七 施行日前に自衛隊法第四十五条第一項に規定する定年に達した日の翌日以前に退職した者のうち勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずるものとして政令で定める者

2 令和十三年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する官職に係る新自衛隊法定年に達している者を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する官職に採用することができる。

一 施行日以後に新自衛隊法第四十四条の六第一項の規定により退職した者

二 施行日以後に新自衛隊法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用された者のうち、同条第二項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 施行日以後に新自衛隊法の規定により退職した者（前三号及び第六号から第八号までに掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前三号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

五 施行日以後に新国家公務員法の規定により退職した者のうち、前各号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

六 施行日以後に自衛隊法第四十五条第一項の規定により退職した者
七 施行日以後に自衛隊法第四十五条第二項の規定による政令で定める
定年に達した者であつて、同条第三項又は第四項の規定により勤務し
た後退職した者

八 施行日以後に自衛隊法第四十五条第一項に規定する定年に達した日
の翌日以前に退職した者のうち勤続期間その他の事情を考慮して前二
号に掲げる者に準ずるものとして政令で定める者

3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、政令で定め
るところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただ
し、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規
定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなけれ
ばならない。

第十条 任命権者は、新自衛隊法第四十一条の二第三項の規定にかかわら
ず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日ま
での間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職
に係る旧自衛隊法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める隊員が、常
時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を
占めているものとした場合における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に
規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の政令で定める官職
にあつては、政令で定める年齢）をいう。）に達している者を、政令で
定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づ
く選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の

官職に採用することができる。

2 令和十三年三月三十一日までの間、任命権者は、新自衛隊法第四十一条の二第三項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る新自衛隊法定年相当年齢に達している者（新自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により当該短時間勤務の官職に採用することができる者を除く。）を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができる。

3 前二項の規定により採用された隊員の任期については、前条第三項の規定を準用する。

第十一条 施行日前に旧自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された隊員（以下この項及び次項において「旧自衛隊法再任用隊員」という。）のうち、この法律の施行の際現に常時勤務を要する官職を占める隊員は、施行日に、附則第九条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる隊員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧自衛隊法再任用隊員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 旧自衛隊法再任用隊員のうち、この法律の施行の際現に旧自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員は、施行

日に、前条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる隊員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧自衛隊法再任用隊員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 任命権者は、暫定再任用隊員を指定職に昇任し、又は転任することができない。

4 任命権者は、附則第九条第一項又は前条第一項の規定により採用した隊員のうち当該隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する官職に係る旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の政令で定める官職にあつては、政令で定める年齢）に達した隊員以外の隊員及び附則第九条第二項又は前条第二項の規定により採用した隊員のうち当該隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する官職に係る新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年に達した隊員以外の隊員を、当該常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 前二条の規定が適用される場合における新自衛隊法第四十一条の二三項の規定の適用については、同項中「経過していない定年前再任用短時間勤務隊員」とあるのは、「経過していない定年前再任用短時間勤務隊員、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この項において「令和二年国家公務員法等改正法」という。）附則第九条第一項又は第十条第一項の規定により採用した隊員のうち当該隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る旧自衛隊法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務

を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における令和二年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の第四十四条の二第二項に規定する定年（令和二年国家公務員法等改正法の施行の日以後に設置された官職その他の政令で定める官職にあつては、政令で定める年齢）をいう。）に達している隊員及び令和二年国家公務員法等改正法附則第九条第二項又は第十条第二項の規定により採用した隊員のうち当該隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る新自衛隊法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における第四十四条の六第二項に規定する定年をいう。）に達している隊員」とする。

6 任命権者は、附則第六条第六項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新自衛隊法定年（新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年（短時間勤務の官職にあつては、当該短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における同項に規定する定年）をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における新自衛隊法定年を超える官職及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の政令で定める官職（以下この項において「新自衛隊法定年引上げ官職」という。）に、附則第九条第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達している者（当該政令で定める官職にあつては、政令で定

める者）を、同項又は前条第二項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、新自衛隊法定年引上げ官職に、附則第九条第二項又は前条第二項の規定により採用された隊員のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達している隊員（当該政令で定める官職にあつては、政令で定める隊員）を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該隊員は当該隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達しているものとみなして、第四項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新自衛隊法第四十一条の二第三項の規定を適用する。

7 暫定再任用隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、新自衛隊法第四十六条第二項後段の規定を適用する。この場合において、同項後段中「年齢六十一年以上退職者」とあるのは「国家公務員法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この項において「令和二年国家公務員法等改正法」という。）附則第九条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号まで若しくは第二項第一号、第二号、第四号若しくは第六号から第八号までに掲げる者となつた日若しくは同項第三号に掲げる者に該当する場合における年齢六十一年以上退職者」と、「又は」とあるのは「」又は令和二年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の第四十四条の四第一項若しくは第四十四条の五第一項の規定によりかつて採用されて隊員として在職していた期間、令和

9 退職時に特定地方警務官であつた者については、前二条の規定は、適用しない。

二年国家公務員法等改正法附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十條第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて令和二年国家公務員法等改正法附則第八條第四項に規定する暫定再任用隊員として在職していた期間若しくは」とする。

8 平成十一年十月一日前に新自衛隊法第四十六條第二項前段に規定する退職又は先の退職がある暫定再任用隊員について、前項の規定により定年前再任用短時間勤務隊員とみなして同條第二項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続く隊員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の隊員としての在職期間を含まないものとする。

9 退職時に特定地方警務官であつた者に は、前二条の規定は、適用しない。

第十二條 暫定再任用隊員（短時間勤務の官職を占める暫定再任用隊員（以下この條において「暫定再任用短時間勤務隊員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の俸給月額は、当該暫定再任用隊員が定年前再任用短時間勤務隊員であるものとした場合に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律第四條第一項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第四條の二第三項の規定により当該暫定再任用隊員の属する職務の級に応じた額とする。

2 新育児休業法第二十七條第一項において準用する育児休業法第十二條第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用隊員に対する前

項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用隊員の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務隊員及び新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の隊員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務隊員の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務隊員が定年前再任用短時間勤務隊員であるものとした場合に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第四条の二第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務隊員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務隊員の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務隊員及び新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の隊員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する新一般職給与法第十二条第二項及び第十六条第二項の規定を適用する。

5 新寒冷地手当法の規定並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第二項、第十二条及び第十四条（初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の五から第十一条

の七までの規定による地域手当、住居手当及び特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）に係る部分に限る。）並びに新防衛省職員給与法第五条第一項の規定は、暫定再任用隊員には適用しない。

6 暫定再任用隊員に対する新退職手当法第二条第一項の規定の適用については、同項中「又は自衛隊法」とあるのは、「自衛隊法」と、「第四十五条の二第一項」とあるのは「第四十五条の二第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項」とする。

7 暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、新育児休業法第二十七条第一項において準用する新育児休業法第二十六条第一項並びに自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める勤務時間及び休暇の規定を適用する。

8 附則第九条から前条まで及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用隊員の任用その他暫定再任用隊員に関し必要な事項は、政令で定める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 新防衛省職員給与法第二十七条の二及び附則第十二項から第十五項までの規定は、施行日以後に退職した同条に規定する若年定年退職者であつて、退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定年に達する日が施行日以後であるものに係る若年定年退職者給付金について適用し、退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定年に達する日が施行日前である同条に規定する若年定年退職者及び施行日前に退職した第九条の規定による改正前の防衛省の職員の給

与等に関する法律第二十七条の二に規定する若年定年退職者に係る若年定年退職者給付金については、なお従前の例による。

（会計検査院法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行後最初に任命される検査官（任期中に欠けた検査官の後任として任命される検査官を除く。）の任期は、第十条の規定による改正後の会計検査院法（次項において「新法」という。）第五条第一項の規定にかかわらず、三年とする。

2 この法律の施行の際現在に職する検査官の任期及び定年は、新法第五条第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第十五条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（検討）

第十六条 政府は、国家公務員の年齢別構成及び人事管理の状況、民間における高年齢者の雇用の状況その他の事情並びに人事院における検討の状況に鑑み、必要があると認めるときは、新国家公務員法若しくは新自衛隊法に規定する管理監督職務上限年齢による降任等若しくは定年前再任用短時間勤務職員若しくは定年前再任用短時間勤務隊員に関する制度又は新検察庁法に規定する年齢が六十三年に達した検察官の任用に

関連する制度について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、できるだけ速やかに、国家公務員の給与水準が旧国家公務員法第八十一条の二第二項、第四条の規定による改正前の検察庁法第二十条又は旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院における検討の状況を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

(独立行政法人通則法の一部改正)

第十七条 独立行政法人通則法の一部を次のように改正する。

第五十九条第二項中「第八十一条の二第二項各号」を「第八十一条の二第一項中「人事院規則で定める官職を」とあるのは「行政執行法人の長が定める官職を」と、同条第二項各号、同法第八十一条の五第一項各号及び第三項、第八十一条の六第二項並びに第八十一条の七第一項各号並びに同法附則第八条第三項及び第五項の表」に、「第八十一条の三第二項」を「第八十一条の五第二項及び第四項並びに第八十一条の七第二項」に改め、「ときは」との下に「、同条第一項中「延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得た」とあるのは「延長した」とを加え、「とする」を」と、同法附則第八条第二項及び第四項中「として人事院規則で」とあるのは「として行政執行法人の長が」と、同項中「人事院規則で定める年齢」と、「とあるのは「行政執行法人の長が定める年齢」と、」と、同法附則第九条中「相当する職員として人事院規則で」とあるのは「相当する職員として行政執行

法人の長が」と、「のうち人事院規則で」とあるのは「のうち行政執行法人の長が」と、「その他人事院規則で」とあるのは「その他行政執行法人の長が」とする」に改める。

（裁判所職員臨時措置法の一部改正）

第十八条 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「執行官について」の下に「第六十条の二、」を加え、「第八十一条の六まで」を「第八十一条の八まで並びに附則第八条及び第九条」に改め、本則第十号中「第二条第二項第二号」を「第二条第二項第三号」に改める。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第十九条 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十六条の表第八条第十二項の項を削り、同表第十二条第二項第二号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十六条第三項の項を削る。

第十七条の表第六条第一項ただし書、第六条第二項ただし書、第七条第二項、第十一条及び第十七条第一項第一号の項中「第六条第二項ただし書」を「及び第二項ただし書」に、「及び」を「並びに」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三条第一項中「の定める」を「で定める」に、「第八十一条の

五第三項」を「第六十条の二第三項」に改める。

第二十四条の表第十二条第二項第二号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十六条第三項の項を削り、同表第十九条の八第三項の項中「第十条の四」を「第八条第四項から第十一項まで、第十条の四」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第二十二条第一項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十五条の表第五条第一項の項中「の定める」を「で定める」に改め、同表第六条第一項及び第二項、第七条第二項、第十一条、第十七条第一項第一号並びに第二十三条の項中「第六条第一項及び第二項」を「第六条第一項ただし書及び第二項ただし書」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十六条第一項中「の定める」を「で定める」に、「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの」を「第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十七条第一項の表第二十三条第一項の項中「第八十一条の五第三項」を「第六十条の二第三項」に、「第四十四条の五第三項」を「第四十一条の二第三項」に改め、同表前条第一項の項中「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第一項の規定により採用された職員」に改め、同条第二項中「第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務

の官職を占める」を「第四十一条の二第一項の規定により採用された」に改め、同条第三項中「第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める」を「第四十一条の二第一項の規定により採用された」に、「自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は」を「定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法」に改める。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の三条を加える。

（給与法附則第八項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

第二条 育児短時間勤務職員に対する給与法附則第八項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2 第二十二条の規定による勤務をしている職員が給与法附則第八項の規定の適用を受ける場合における同条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第二条第一項」とする。

（検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

第三条 育児短時間勤務職員に対する検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項の規定の適用について

は、同項中「」とする」とあるのは、「」に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2 第二十二条の規定による勤務をしている職員が検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の規定の適用を受ける場合における第二十二条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第三条第一項」とする。

（防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

第四条 第二十七条第一項において準用する第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2 第二十七条第一項において準用する第二十二条の規定による勤務をしている職員が防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定

を適用される場合における第二十七条第一項の規定の適用については、同項の表第二十二条の項中「及び第二十七条第二項」とあるのは、「、第二十七条第二項及び附則第四条第一項」とする。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第二十条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの」を「第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第六条第一項ただし書及び第二項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項及び第四項中「の定める」を「で定める」に改める。

第七条第二項中「の定める」を「で定める」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十一条、第十七条第一項第一号及び第二十三条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(国家公務員法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 国家公務員法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「附則第十六条」を「附則第六条」に、「規定施行前に
なした」を「規定の施行前にした」に、「掲げる」を「規定する」に、
「関する」を「対する」に改める。

(行政執行法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第二十二條 行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第
二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項第一号中「附則第十六条」を「附則第六条」に改め
、同条第二項中「附則第十三条」を「附則第四条」に改める。

(国家公務員宿舎法等の一部改正)

第二十三條 次に掲げる法律の規定中「第八十一条の五第一項」を「第六
十条の二第一項」に改める。

一 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)第二条第二号イ
二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関す
る法律(平成三年法律第七十六号)第六十一条第三項、第五項ただし
書、第六項、第七項、第十二項、第十七項及び第二十九項

三 国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)第二条第一項

(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正)

第二十四條 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を次のように改
正する。

第一条中「限り、同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一

項の規定により採用された職員を除く」を「限る」に改める。

第五条の表第一条の項中「同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」を「限る」に、「自衛隊法」を「限り、自衛隊法」に改め、「第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は」を削り、「第四十五条の二第一項」の下に「の規定により採用された職員を除く」を加える。

(国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十五条 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第五条まで」の下に「又は附則第十二項若しくは第十三項」を、「第五条の三まで」の下に「及び附則第十二項から第十六項まで」を加える。

附則第六項中「第五条の二」の下に「及び附則第十五項」を加える。

附則第七項中「第五条」の下に「又は附則第十三項」を加える。

(自衛隊員倫理法の一部改正)

第二十六条 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四十四条の五第一項」を「第四十一条の二第一項」に改める。

(国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七条 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第二十一項」を「附則第六項」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十八条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「附則第二十一項から第二十三項まで及び第二十六項」を「附則第六項から第八項まで及び第十一項」に改める。

附則第六条第一項中「附則第二十六項」を「附則第十一項」に改める。

（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十九条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号中「第九条」を「附則第三条」に改める

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律及び国家戦略特別区域法の一部改正）

第三十条 次に掲げる法律の規定中「附則第二十一項から第二十三項まで及び第二十六項」を「附則第六項から第八項まで及び第十一項」に改める。

一 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法

律第五十一号)第三十一条第三項第一号

二 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十九条の二第四項第一号

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第三十一条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第八十一条の二第一項」を「第八十一条の六第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第八十一条の七第一項」に改める。

第十条の表第四条第二号の項中「第八十一条の二第一項」を削る。

第十一条の表第四条第二号の項中「第八十一条の二第一項」を「第八十一条の六第一項」に、「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の六第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第八十一条の七第一項」に、「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の七第一項」に改める。

(検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十二条 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「附則第六条」を「附則第四条」に改める。

附則第二条中「(次条及び附則第四条において「特例期間」という。

「」を削り、「第十条第一項」を「附則第四条第一項」に改める。

附則第三条及び第四条を削る。

附則第五条中「前三条」を「前条」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第六条中「附則第二条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を附則第四条とする。

（国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第三十三条 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十条中「前条の規定による改正後の」を削り、「附則第二十四項」を「附則第九項」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十四条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条第四項中「係る」の下に「国家公務員法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第一条の規定による改正前の」を、「昭和二十二年法律第二百十号」の下に「。以下この項において「旧国家公務員法」という。」を加え、「国家公務員法」を「旧国家公務員法」に、「（国家公務員法）」を「（旧国家公務員法）」に、「及び

国家公務員法」を「及び旧国家公務員法」に改める。

（特定秘密の保護に関する法律の一部改正）

第三十五条 特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項ただし書中「の定める」を「で定める」に、「第二十条各号」を「第二十条第一項各号」に改める。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十六条 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「前条の規定による改正後の」及び「（以下この条において「新退職手当法」という。）」を削り、「新退職手当法附則第二十五項」を「同法附則第十項」に、「退職した国家公務員退職手当法」を「退職した同法」に、「あつて国家公務員退職手当法」を「あつて同法」に改め、同条第二項中「新退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に、「国家公務員退職手当法第十条第十一項」を「同条第十一項」に改める。